令和 8 年 11 月 17 日

日本中央バス株式会社
代表取締役　戸塚博惠

# 一般乗合旅客自動車運送事業の法令違反に対する行政処分の<br>お詫びと今後の再発防止対策等について

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび当社は、令和 8 年 6 月 9 日及び令和 8 年 6 月 16 日に実施されました関東運輸局の監査において、旅客自動車運送事業運輸規則等に違反する事実が認められたことにより、令和 8 年 11 月 17 日付で下記のとおり行政処分を受けました。

ご利用のお客様をはじめ、地域の皆様、関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、全社一丸となって法令順守の徹底と安全管理体制の抜本的な見直しを図り、信頼回復に努めて参ります。

記

1.　処分を受けた内容

・　処分受けた日　：　令和 8 年 11 月 17 日

・　処　分　内　容　：　輸送施設の使用停止　200 日車

2.　監査での違反事項

⑴ 勤務時間等基準告示の遵守違反

⑵ 酒気帯び運行の業務

⑶ 点呼の実施義務違反

⑷ 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反

⑸ 運行表の作成等義務違反

⑹ 運転者に対する指導監督義務違反

3.　再発防止策等について

本事案を受け、以下の措置及び再発防止策を講じました。

⑴　安全統括官及び運行管理者に対して運行管理体制について再教育

⑵　運行管理体制の強化

問題を看過しない、間隙の生じさせない体制の構築

⑶　アルコール検査厳格化の実施

・　出勤前の携行用アルコール検査の実施

- 出勤時の簡易アルコール検査の実施
- 出庫前点呼・帰庫時点呼のアルコール検査の実施

⑷ 労務管理の強化

拘束時間、連続運転時間、インターバル時間等労務時間管理体制の強化

⑸ 厳正な点呼執行強化

運転者、運行管理者、補助者を対象に基本に沿った厳格な点呼執行

⑹ 飲酒に関する正しい自己管理

- 自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアルによる再教育の実施

（令和 6 年 3 月　国土交通省物流・自動車局発出資料）

- アルコール依存症のスクリーニング検査の実施

（厚生労働省「保健指導におけるアルコールスクリーニングの手引きから）